

## 人権方針

株式会社ロッテは、「独創的なアイデアとこころ動かす体験で人と人をつなぎ、しあわせな未来をつくる。」というパーカスを掲げて事業活動を行っています。パーカスの中で目指す「しあわせな未来」を実現するためには、あらゆるバリューチェーンにおいて人権を尊重する事業活動を行う必要があり、本人権方針に基づいて人権尊重に取り組んでまいります。

### 1. 基本的な考え方

私たちは、以下の権利に関する国際規範を支持し、事業活動に関わる全ての人の権利を尊重します。

- ・国連国際人権章典
- ・国連ビジネスと人権に関する指導原則
- ・労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言
- ・OECD 多国籍企業行動指針
- ・国連グローバルコンパクトの 10 原則

私たちは、事業を行う各国の法令を遵守します。万が一、それらの法令が上記に掲げる権利に関する国際規範と一致しない場合は、法令を遵守しつつ、権利に関する国際規範を可能な限り尊重できるよう取り組みます。

### 2. 権利に関する重要課題

- ・差別およびハラスメントの排除

個人の基本的人権と個性や多様性を尊重するとともに、人種、民族、国籍、性別、年齢、宗教、言語、障がいの有無、性的指向、性自認、性表現等に基づくあらゆる差別およびハラスメントを行いません。

- ・強制労働、児童労働および人身取引の撤廃

一切の強制労働、児童労働および人身取引を行いません。

- ・人権侵害への加担回避

ステークホルダーと連携し、事業活動において人権侵害に加担するがないよう取り組みます。

- ・職場環境整備と健康増進支援

従業員が安全安心に働ける衛生的かつ快適な職場環境を整備します。また、当社の全ての関係者が心身ともに健康で、いきいきと働けるよう健康増進支援に取り組みます。

- ・労働者の権利尊重

結社の自由、労働者の団結権および団体交渉に関する基本的権利を尊重します。

- ・適切な賃金の支払いと労働時間管理

法令を遵守し、最低賃金はもとより生活賃金を満たす賃金支払いに努めます。また、労働時間の適切な管理を行い、長時間労働の是正に努めます。

- ・適切な広報・マーケティング活動

広報・マーケティング活動が人権に及ぼす影響を認識し、適切な広報・マーケティング活動に努めます。

### 3. 人権デューデリジェンス

「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デューデリジェンスを実施、事業活動が人権へ与える負の影響の低減に取り組みます。また、取り組みの進捗について開示します。

### 4. 周知と教育

本方針に基づいた事業活動が行われるよう、従業員と役員に対して周知と教育を継続的に実施します。また、事業活動に関わるビジネスパートナーに対しても、本方針をご理解いただけるよう要請します。

### 5. グリーバンスメカニズム

事業活動に関連して人権侵害を受けたステークホルダーからの苦情や相談を受け付けるグリーバンスメカニズムを構築し、救済に努めます。

### 6. 適用範囲

本方針は株式会社ロッテおよびその連結子会社のすべての従業員と役員に適用されます。また、事業活動に関わるビジネスパートナーに対しても、本方針をご理解いただけるよう要請します。

### 7. 推進体制

株式会社ロッテ サステナビリティ推進部担当執行役員を執行責任者として、本方針に関連する人権尊重の取り組みを推進します。

制定 2018年4月18日

改定 2025年5月21日

株式会社ロッテ